

## 千葉市役所納付推進センター運營業務委託公募型プロポーザル募集要項

### 1 本書の目的

「千葉市役所納付推進センター運營業務委託」の調達においては、本市にとってより良い機能を提供できる最適な事業者を選定するため、プロポーザル方式を採用する。本書は、プロポーザル方式により事業者を選定するために必要となる事項を定めるものである。

### 2 業務の名称及び概要

#### (1) 名称

千葉市役所納付推進センター運營業務委託（以下、「本委託」という。）

#### (2) 業務内容

「千葉市役所納付推進センター運營業務委託仕様書」のとおり。

#### (3) 委託期間

令和7年7月1日から令和13年3月31日まで

#### (4) 契約上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

593,000,000円

### 3 企画競争を実施する理由

本業務は多くの個人情報を取り扱うため、慎重な運用が求められる業務であるとともに、効果的な市債権徴収のために専門的な技術及び経験等が要求される業務である。専門的なノウハウを持つ事業者からの企画提案を受け、最も優れた企画提案内容を選定することにより、より有効な効果を得られることが期待できるため、プロポーザル方式での選定を行う。

### 4 参加業者の募集方法

募集案件情報を本市ホームページの入札（見積）募集案件「業務委託」に掲載し、提案者を募集する。

### 5 参加資格要件

参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

- イ 当該業務の提案書提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- オ 千葉県物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等をプロポーザル参加資格申請期限の日から事業者決定の日までの間に受けている者
- カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
- キ 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- ク 地方税を完納していない者（延滞金を含む。）
- ケ 個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- コ 千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

(3) 過去5年間に、次のいずれかの実績(1年以上のものに限る)※を有すること。

- ア 法務大臣から許可を受けた債権管理回収業者であり、金融機関、公共料金又はクレジット債権の回収業務を受託した実績があること。
- イ 国又は地方公共団体（人口20万人以上の地方公共団体に限る。）において、強制徴収公債権の納付勧奨業務を受託した実績があること。

※ 当該業務が完成し、引渡しの済んだ履行実績を対象とする

(4) 個人情報保護に関するISMS（IS027001、JISQ27001）又はプライバシーマーク（JISQ15001）の認証を受けていること。

## 6 スケジュール

内容	日程 (すべて令和7年)
募集要項公表 (千葉市ホームページ)	3月25日 (火)
参加資格確認申請受付期限	4月10日 (木)
仕様等に関する質問受付期限	4月11日 (金)
参加資格確認結果通知	4月18日 (金)
仕様等に関する質問回答	4月21日 (月)
提案書提出期限	5月13日 (火)
プレゼンテーション	5月28日 (水) 予備日 5月29日 (木)、5月30日 (金)
審査結果通知	6月3日 (火)
契約締結	7月1日 (火)

※ 各実施日については事務上の都合により変更する可能性があります。

## 7 プロポーザルへの参加手続き

### (1) プロポーザル参加資格確認申請

プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加資格確認申請書及び関係資料を提出し、参加資格の確認を受けるものとする。

#### ア 提出書類

- (ア) 「プロポーザル参加資格確認申請書 (様式1) 」
- (イ) 「誓約書 (様式2) 」
- (ウ) 「契約実績調書 (様式3) 」及び契約実績を証する書類の写し
- (エ) 法人登記簿謄本(令和7年1月1日以降発行の全部事項証明書 (履歴事項証明書) の原本)
- (オ) 直近3ヶ年分の貸借対照表及び損益計算書の写し 各1部
- (カ) 個人情報保護に関するISMS (ISO27001、JISQ27001) 又はプライバシーマーク (JISQ15001) の認証を受けていることが証明できる書類の写し

#### イ 提出期限

令和7年4月10日 (木) 午後5時まで (必着)

#### ウ 提出方法

担当課への持参又は郵送

※ 持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までに担当課へ持参すること。

※ 郵送による場合は、封筒に「千葉市役所納付推進センター運營業務委託  
プロポーザル参加資格確認申請書在中」と朱書して、書留郵便にて、提出  
期限日の午後5時までに必着のこと。なお、事故等による未着について、  
本市では責任を負わない。

エ 提出場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟6階  
千葉市財政局税務部納税管理課

オ 確認結果の通知

令和7年4月18日（金）までに上記提出書類に基づき参加資格要件を満たし  
ているかの確認を行い、参加資格確認結果を书面通知する。

(2) 質問書の提出方法

仕様書等の内容について不明な点がある場合は、下記のとおり質問書を提出す  
ること。なお、説明会及びそれに類するものは実施しない。

ア 質問方法

下記電子メールアドレス宛て「仕様等に関する質問書（様式4）」を提出。  
メール送付時は件名を「千葉市役所納付推進センター運營業務委託仕様書等  
に関する質問（会社名）」とすること。なお、電話・口頭・FAX等での  
質問は一切受け付けない。

電子メールアドレス：[nozei.FIT@city.chiba.lg.jp](mailto:nozei.FIT@city.chiba.lg.jp)

※ 質問書提出後、千葉市財政局税務部納税管理課宛に送付の旨を電話連絡す  
ること。

※ メール本文を含めたメール1通あたりの容量が5MBを超えないこと。

イ 受付期間

令和7年4月11日（金）午後5時まで

ウ 回答

すべての質問内容及び回答は令和7年4月21日（月）までにすべてのプロ  
ポーザル参加者に対して電子メールで回答する。なお、質問の内容により、  
事業者選定の公平性を保てない場合には、その旨を記載し、その記述をもつ  
て回答とする。

(3) 提案書の作成・提出

参加資格確認結果通知により参加資格を有すると認められた者は、提案書等を提出す  
ること。

ア 提出書類

提案書の作成は「別紙01\_提案実施要項」によること。

イ 提出期限

令和7年5月13日（火）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法

担当課への持参又は郵送

※ 持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで担当課へ持参すること。

※ 郵送による場合は、封筒に「千葉市役所納付推進センター運營業務委託提案書在中」と朱書して、書留郵便にて、提出期限日の午後5時まで必着のこと。なお、事故等による未着について、本市では責任を負わない。

エ 提出場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟6階  
千葉市財政局税務部納税管理課

8 プレゼンテーション

下記の日程により、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日

令和7年5月28日（水）

※5月29日（木）、5月30日（金）を予備日とする。詳細な日時は後日通知。

(2) 場所

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所内

※詳細な場所は後日通知

(3) 実施内容

「別紙01\_提案実施要項 4 プレゼンテーション」のとおり。

9 審査及び評価基準

(1) 審査主体

本市職員で構成する選定委員会とする。

(2) 審査項目と配点

選定委員7名が以下の評価項目ごとに評価を行い、その合計評価点（700点満点）により各提案者を評価する。

評価項目	配点（委員一人あたりの持ち点）
a 同種の業務実績	70点（10点）
b 業務履行の健全性及び安定性	35点（5点）
c 業務管理体制及び市との連携	35点（5点）
d 業務従事者の安定的配置	35点（5点）

e 運営施設・設備	35点 (5点)
f 研修計画及び方法	35点 (5点)
g 個人情報保護及びセキュリティ対策	70点 (10点)
h 業務全般についての提案	70点 (10点)
i 納付勧奨業務についての提案	105点 (15点)
j 受電業務についての提案	105点 (15点)
k 使用するシステムについての提案	35点 (5点)
l 追加提案	70点 (10点)
合計	700点

なお、審査の上、以下ア、イの場合は失格とする。

ア 最低賃金を満たしていることが提出書類から確認できない場合又は最低賃金を下回っていると判断した場合（プレゼンテーション対象外）

イ 失格要件のある項目について、2名以上の選定委員が0点をつけた場合（プレゼンテーション対象）

※ 千葉市役所納付推進センター運營業務委託提案実施要項「5 その他（2）無効となる提案」に該当する場合は、無効な提案であるため、審査の対象外となります。

### （3）優先交渉権者の決定方法

選定委員会が提案内容の評価を行い、最も評価点が高かった者を優先交渉権者（受注候補者）とする。また、次に評価点が高かったものを次点とする。

※ 評価点数が同点の者が2者以上あるときは、見積額が低い者を上位者とし、また、見積額も同額の場合は、選定委員会の決するところにより決定する。

※ 提案者が1者の場合でも、2者以上の場合と同様に評価を実施し、優先交渉権者を決定する。

## 10 審査結果の通知

選定結果は、全提案者に書面通知する。

また、以下のとおり千葉市ホームページに結果を掲載する。

- ・優先交渉権者及び次点：提案者名及び評価点
- ・上記以外の者：評価点

なお、選考結果に関する異議申し立て、プロポーザル参加者に関する情報、プロポーザルの採点基準、評価点の内訳等に関する問い合わせは受け付けない。

## 11 契約方法

### （1）契約の締結

- ア 優先交渉権者の決定後は、優先交渉権者より改めて見積書を徴し、詳細な業務の内容及び契約条件について協議し、双方合意のうえ、委託限度額の範囲内で随意契約により契約を締結するものとする。なお、当該協議の結果、仕様書の訂正、追加、削除等を行うことがある。
  - イ 上記アの交渉が不成立の場合には、次点以下の事業者と交渉を行い、契約を締結するものとする。
- (2) 契約保証金要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。また、契約保証金に代わる担保については、千葉市契約規則第28条の2による。
  - (3) 契約書の作成
    - 「1.1 契約方法」(1)アの協議後、速やかに契約書を作成する。
  - (4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
    - 日本語及び日本国通貨に限る。
  - (5) 委託料の支払い
    - 年度ごとの完了払いとする。
    - 各年度の支払額は、本体価格（税抜）を69等分した額に当該年度の契約月数を乗じた額に、当該年度の消費税相当額を加えた額とし、その際、端数が生じる場合の取扱いについては、発注者と受注者で協議のうえ、契約締結時に定めるものとする。

## 1.2 担当部署

千葉市財政局税務部納税管理課

住所〒260-8722千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟6階

電話043(245)5124

FAX043(245)5993

e-mail: [nozei.FIT@city.chiba.lg.jp](mailto:nozei.FIT@city.chiba.lg.jp)

## 1.3 留意事項

- (1) 業務提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書は返却しない。
- (3) 提案書提出後の加除修正は認めない。
- (4) 提案書や選考結果（不採用となった参加者の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、原則として開示の対象とする。ただし、本プロポーザル選考期間中は、千葉市情報公開条例（平成12年条例第52号）第7条の規定に基づき、開示の対象としない。

- (5) 本プロポーザルに関連し知り得た情報については、本市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。
- (6) 本市は提案書を本委託の選定以外に無断で使用しないものとする。
- (7) 業務提案書の提出後、本市の判断により内容の確認、補足資料の提出を求めることがある。
- (8) 業務提案書の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うこととする。
- (9) 本プロポーザルに関して、追加すべき情報があった場合には、本市ホームページに掲載するものとする。